

# 企業の気候変動政策関与と SSBJ の気候関連開示基準 (案)

2024 年 7 月

## SSBJ の基準との関連性

本パブリックコメントは、2024 年 7 月 31 日までのコメント募集期間で 2024 年 3 月に公表された、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準 (案)」(公開草案)を受けて、InfluenceMap 日本代表事務所がサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) に提出するものである。

SSBJ の公示では該当するカテゴリーの記載が求められており、今回提出するコメントでは以下について言及する。

- 2 ページ目の 3 番目の箇条書きに従い、今回提出するコメントは、「③ 上記①及び②いずれの企業にも共通のコメント」に該当する。
- 本コメントは、19 ページ目の質問 11 「その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。なお、本公開草案の定めに関するご意見の場合、適用基準案、一般基準案又は気候基準案のいずれに対するご意見なのか、また、どの項番号に関するご意見なのかを明確にご記載ください。」への回答である。
  - InfluenceMap の回答は、気候関連開示基準 (案) の 7 ページ目、「III. コア・コンテンツの開示」の「i. ガバナンス」と「ii. 戦略」に対するものである。
- 本コメントは、15 ページ目の質問 7 「産業横断的指標等 (気候関連のリスク及び機会) に関する提案に同意しますか。」にも該当する。

## InfluenceMap について

InfluenceMap は、気候変動に対する企業の取り組みに関するオープンソースデータを投資家などのステークホルダーに提供しているグローバルシンクタンクである。InfluenceMap の「LobbyMap」プラットフォームは、企業の気候変動政策関与を評価する世界唯一のデータベースで、現在では世界中の 500 以上の企業、250 以上の業界団体を網羅している。

LobbyMap の分析を基に、企業や業界団体の気候変動に対する影響に関する情報を世界中の機関投資家コミュニティに提供している。InfluenceMap は、日本の多くの金融機関を含む、33 の市場で資産運用総額は 68 兆ドルを超える 700 のグローバルな投資家で構成される投資家主導のイニシアチブである Climate Action 100+ (CA100+) のオフィシャルデータプロバイダーでもある。また、InfluenceMap の分析は、特に経済・ビジネス紙など、4,000 以上の記事で取り上げられている。

## はじめに

企業による政策関与は、気候変動に関する企業レベル、およびシステムのリスク管理における重大なリスクとして、投資コミュニティから認識されている。企業の政策関与は、「ロビー活動」、「アドボカシー」、「政治活動」などの言葉と関連づけることができる。InfluenceMap が使用する 2013 年に公表された国連の「企業による責任ある政策関与のガイド」(*Guide to Responsible Corporate Engagement in Climate Policy*) では、規制当局との直接的な接触、SNS、広報を含む、企業の政策関与と分類される活動を定義している。

企業の政策関与の開示を改善するための透明性向上や投資家主導の開示イニシアチブが数年間実施されてきたにも関わらず、企業からの気候変動政策に関する情報は依然として不完全で、時に誤解を招くことがある。以下の提言は、なぜ企業の気候変動政策関与の全体像が投資家にとって重要であり、最終的なガイダンスに含めるべきであるかを理解するための証拠を SSBJ に提供することを目的としている。

なお、今回提出するコメントは、InfluenceMap が *米国証券取引委員会 (SEC)*、*ISSB*、*EFRAG* の *サステナビリティ報告基準*、*オーストラリア財務省* に提出した同様の提言に沿うものである。

## 主な提言

InfluenceMap は、企業が SSBJ のサステナビリティ開示基準に基づいて以下の主要分野について報告を行うことを提案する。以下の要件は、IFRS S2 号「気候関連開示」の論理と構造に従うが、投資家や企業の責任ある気候変動ロビー活動に対する取り組みの段階的变化を推進することを目的として、世界中の投資家と、PRI、AIGCC などの投資家イニシアチブが立ち上げたイニシアチブである「責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準」(*Global Standard on Responsible Climate Lobbying*) に定められている指標についても言及している。

InfluenceMap は、以下の事項を最低限の必須基準として SSBJ のサステナビリティ開示基準に組み込むことを提案する。

- **ガバナンス機関**：企業の取締役会、委員会、またはガバナンスに対する監視責任を負う同等の機関。
- **ガバナンスプロセス**（気候変動政策関与のモニタリング、管理、監督）：これには、(i) 企業の全体的な気候戦略と気候変動政策関与との整合性 (ii) 気候変動政策に対する企業の直接的な関与と、企業が資金提供する、または会員である第三者（業界団体、経済団体等）による間接的な政策関与との整合性をモニタリング、評価し、確保するために企業がどのように取り組んできたかの説明を含めるべきである。

- **気候変動政策のリスク及び機会：**企業に影響を及ぼす可能性がある既存および将来の気候変動関連の政策や政府に対する全ての介入と、企業が気候変動におけるトランジション計画を実現するために必要とする政府による政策に関する詳細を盛り込むべきである。
- **政策関与の活動：**企業が政策関与を通じてどのように気候変動関連政策のリスクと機会に対応しているか、または対応しようとしているのかについての詳細な説明。これには、企業の気候変動政策アドボカシーのすべての立場、および企業が直接行っている政策関与の活動と、業界団体など、企業が資金提供している、または会員である第三者が行っている政策関与の両方を含めるべきである。

## 企業の気候変動政策関与が気候変動関連開示にとって重要な理由

IFRS S2 号「気候関連開示」のフレームワークでは、市場参加者から気候関連のリスクと機会に関する情報を求めている。IFRS は、物理的リスクと気候関連の移行リスクの2つのカテゴリーに分けている。後者のリスクには、政策、法律、技術、市場およびレピュテーション・リスクが含まれる。気候関連の機会とは、企業の気候変動の緩和と適応の取り組みから生じるうるポジティブな影響を指す。

IFRS S2 号の目的は、「一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスクおよび機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制および手続きを理解できるようにすることである」。基準は、以下の情報の必要性を指している：企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれる具体的な気候関連リスクおよび機会、企業がそれらのリスク及び機会にどのように対応しているか、または対応する計画があるか、ガバナンス及び管理のプロセスおよびそれらのリスク及び機会を監督する責任を負う機関。

- パリ協定の締約国は、国連気候変動枠組条約に基づき、経済全体にわたる排出量削減計画を実施することにより、世界の気温上昇を産業革命前の水準から 1.5°C に押さえる努力を行う。国連の気候科学機関である気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、強力な政策介入がパリ協定の温度目標を達成する上で重要であると明記しており、「世界的な移行を実現するには（中略）、地域、国家、世界レベルを含むさまざまなガバナンスのスケールで、目的のある、より協調的な計画と決定が必要」であり、必要とされる「異なるシステムへの移行は、エネルギー、土地利用、農業などの主要セクターが発展する方向を変える意志的な方針にかかっている」と説明している（2022 年 IPCC 第 6 次評価報告書（AR6）第 3 作業部会（WG3））。
- そのため、IFRS のサステナビリティ開示基準のフレームワークに基づき、幅広い企業が気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示すると期待される。国際協定に従い、気候変動に対応するために必要なものとして政府が受け入れる政策転換は、伝統的な産業や既存の産業の企業と、新

規市場やグリーン市場への参入を目指し、それを支援する政策環境の発展を求める企業の両方に影響を及ぼす。実際、気候変動に関する国際協定（ネットゼロ目標の作成など）に対応する目標と自社の事業を整合させるための取り組みや戦略を策定している企業は、政府の政策変更によってその目標を実現しようとする可能性が高い。

- アドボカシーや政策関与は、市場参加者が政策関連のリスクを管理する重要な戦略である。InfluenceMap による世界的な大手企業 500 社以上の分析によると、これらの企業の 80%以上が何らかの形で気候変動関連政策に関与しており、うち 60%以上が定期的で積極的な政策関与を行っている。さらに、95%以上が、自社に代わって気候変動関連政策に積極的に関与している業界団体に加盟している。
- IFRS に基づく開示には、気候関連のリスクと機会を管理するための戦略として気候変動政策関与についての開示が必然的に伴われると考えられる。この見解は、[最近のインタビュー](#)で ISSB の理事 Richard Barker 氏によって説明された。Barker 氏は「良い開示には必然的に」気候政策に関する関与の情報が含まれるべきだと述べた。企業は気候変動目標の実現計画を投資家に説明するために必要な情報として、政府に求める役割や、企業が必要な規制環境を整備するために政府とどのように関与する計画があるかが含まれる。以下の 2 点は、気候変動関連の政策関与についての情報が企業の見通しにどれほど重要であるかの例を示している。
- 例えば、インフレ抑制法（IRA）の策定を米国の議員に働きかけた企業は、自社が希望する技術に対して多額の資金援助を受けられるようになった。IRA は、再生可能エネルギー、電池・エネルギー貯蔵、クリーンカー、金属・炭鉱、バイオ燃料、炭素回収、建物を含む幅広いセクター企業の米国への投資を呼び込む政策機会を提供している。逆に、そのような投資政策を持たない地域の産業は、これを自社の将来の事業計画に対する潜在的なリスクと捉えている。別の例を挙げると、再生可能エネルギーや電気自動車企業の間では、ゼロエミッション電力・輸送システムの展開の障壁となるインフラや計画策定政策の不備に対する懸念が高まっている。
- 自動車業界には、企業の気候変動政策関与を含む ESG の取り組みへの理解を深めることが、マテリアルな損失から投資家を守るのに寄与できることを示す有力な事例がある。「ディーゼルゲート」とも呼ばれる 2015 年に始まったフォルクスワーゲンの排出ガス不正問題である。当時、フォルクスワーゲングループは気候変動とサステナビリティのリーダーを自称していた。しかし、この件でフォルクスワーゲンは、気候変動に対応して厳格化された米国の企業別平均燃費（CAFE）基準に準拠するための NOx 関連規則を遵守しているように偽装したうえ、実際に行なっていた政策関与は、表向きな姿勢と大きく異なるものであることが明らかになった。企業（と同業他社）の規制リスク管理の情報が不十分だった株主はこの事態に衝撃を受けた。フォルクスワーゲンの株価は急落、[2019 年 3 月](#)には SEC から提訴された。

## 投資家にとっての重要性

さまざまな理由と使用事例から、投資家は、企業の気候変動政策関与に関する正確な情報を求めている。InfluenceMap が公開している企業の気候変動政策関与に関する分析とスコアリングは、世界中の投資家に採用されており、企業の政策関与を定量化し、投資家が有効活用できることを示している。企業の政策関与に関する情報が投資家によってすでに使われている状況の例を以下に示す。

- 企業リスク評価とポートフォリオマネジメント：フォルクスワーゲンの事例は、気候変動に関連するリスク及び機会への対応について経営陣が本当はどのように考えているのか、政策関与に関する正確な情報を理解することの有用性を示している。この有用性は、世界産業分類基準（GICS）の中でもトップレベルに位置する公益事業、エネルギー、素材などの、規制によって主に、あるいは大きく左右されるセクターで特に顕著である。例えば、San Francisco Employees' Retirement System（SFERS）は、保有する石油・ガス株の [評価と管理](#) に InfluenceMap の指標を活用しており、リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント（LGIM）は、気候影響誓約スコアに InfluenceMap の [指標を取り入れている](#)。
- システミックリスクの管理：気候変動の影響を低減するために政府が必要と考える政策の遅延につながる可能性があることから、年金基金など、大口投資家の多くは、政策への否定的な関与をシステミックなポートフォリオリスクと見なしている。この見解は、例えば、スウェーデンの AP7、BNP パリバ・アセットマネジメント、Church of England's Pension Board を含む [投資家グループ](#) によって表明されている。AP7 は、「気候変動ロビー活動の重要性は、サステナビリティ・アジェンダの新たな規範として確立されているが、否定的な気候変動ロビー活動を終わらせるためにすべきことは今なお多くある」と述べている。同基金では、気候変動政策関与に基づいて、エクソンモービルなどをブラックリストに登録している。
- エンゲージメント・プロセス：企業の気候変動政策関与に関する企業との対話は、合計 68 兆ドル以上の資産総額を運用する 700 を超える投資家で構成される [Climate Action 100+](#)（CA100+）投資家プロセスのフレームワークにおける戦略的な要素である。[PRI](#)、[IIGCC](#)、[CERES](#) など、複数の投資家代表グループが、企業がどのように気候変動政策関与プロセスを管理すべきかについての期待事項をまとめている。これらの期待では、企業の政策関与とパリ目標との整合性の確保と、政策関与プロセス全体の全面的な開示を含むガバナンスの徹底を企業に求めている。世界最大の資産運用会社であるブラックロックは、2022 年 2 月に行われた企業の政治活動に関する [インベストメント・スチュワードシップ](#) において、企業の政治活動が「レピュテーション・リスクや、企業の直接的または（業界団体を通じた）間接的な政治活動への支出とロビー活動に関連する複雑な法律、規制、コンプライアンスの考慮事項に起因するその他のリスクを含め、企業にとって重大なリスクを引き起こす」可能性があることを強調した。

- **議決権行使**：企業の政策関与の問題とこの分野における透明性の欠如によって、株主提案の数は増加し続けている。米国では、政策関与について、38 件の株主決議が提出されたが、うち 17 件はパリ協定に沿った政策関与に関するものであった。それらの多くは、企業の事前のコミットメント公表により、定時株主総会前に取り下げられた。さらに、日本では、2024 年 6 月にトヨタと日本製鉄にて、気候変動関連の政策関与またはアドボカシーに関する 2 件の株主決議が提出された。今年に入ってから、パリ協定またはネットゼロに沿った政策関与に関する 13 件の決議が世界中で提出されている。

## 既存の開示における枠組みと実践は不十分である

一般目的財務報告書の利用者が、気候変動関連のリスクが企業の財務状態と業績、戦略、ビジネスモデルにもたらす影響を十分に評価するには、企業ごとに提供される包括的、適時かつ直接比較可能な情報が必要である。しかしながら、既存の開示フレームワークでは、不完全でまばらな情報がそれぞれのプラットフォームで提供され、投資家のニーズを満たしていない。

現在、これらのギャップを埋め、投資家コミュニティで活用しやすい情報が照合できるようにするための取り組みが行われている。例えば、InfluenceMap は、世界最大級の企業 500 社以上を対象にこのような取り組みを実施し、開示されている政策関与に加えて、それ以外のすべての入手可能な政策関与の証拠について独自の評価を行っている。不完全かつ誤解を与えかねない情報も確認されている中で、この独自の分析は、企業が直接開示している情報を検証する上で重要な役割を果たす。しかしながら、この取り組みは、さまざまな地域のロビー活動の開示規制の範囲と有効性によって根本的に制限されている。

- OECD の「*21 世紀のロビー活動*」 (*Lobbying In the 21st Century*) 報告書 (2021 年)では、気候変動政策関与に対する投資家の関心の程度について取り上げ、「企業のより幅広い社会との取り組みとロビー活動が対立しないようにするには、より綿密な調査とより良い基準の両方が必要である。さまざまな基準を用いて企業を評価したとしても、その適用に一貫性がなければ、一貫した包括的なアプローチの形成を妨げ、多くの企業を多数のリスクと不確実性にさらすことになる」。
- OECD によれば、ガバナンスの取り決めにおけるロビー活動のリスクに対処している国はごく一部である。OECD が 2021 年に発表した「*21 世紀のロビー活動*」報告書で分析された 41 か国中 23 か国で、ロビー活動に対する透明性がある程度実現されていた。日本では、いずれの主体（企業、業界団体）もロビー活動における透明性の要件に縛られていない（図 2.4）。
- ロビー活動のリスクに対処している地域では、複雑さと適用免除により、フレームワークの有効性が大きく損なわれている。例えば、日本では 2001 年に情報公開法が施行された。この法律

は、公文書を閲覧する法的権利を日本国民に提供するものであるが、実際には、政策決定プロセスに対する企業の影響に関する情報の入手は依然として困難である。開示には一貫性がなく、しばしば編集されており、特定の企業の活動に関する透明性を実現するのは複雑である。さらに、省庁などの政府委員会の透明性も限定的である。例えば、多くの場合、諮問委員名簿、議事録、提出文書の開示に一貫性がなく、委員会の事務局を負う行政機関によってまちまちである。

- これらの開示メカニズムを利用して、影響を及ぼす活動の全体像を企業レベルで明らかにしようとする投資家は、複雑で多くの規則と開示ルートについて学び、それらを駆使する必要がある。これは、投資家がそのような開示情報入手し、企業の政策関与の全容を把握することを妨げる可能性がある。

## 政策関与の開示を義務化する新たなイニシアチブ

政策関与に関する情報への需要と自主的な開示の限界に対応して、企業レベルで政策関与の開示を義務化する規制イニシアチブが登場している。

- 2022年のイギリスの移行計画タスクフォース (TPT) の開示フレームワークと実施ガイドラインには、移行計画の主要な要素についての提言が盛り込まれているが、政策関与に関する2つの要素のうち、1つは業界団体を通じた間接的な政策関与に関わるもの、「業界との関与」、要素3.2)、もう1つは企業の政府関係者に対する直接的な政策関与に関わるものである（「政府、公共部門、市民社会との関与」、要素3.3）。提言には、業界団体への加盟に関する開示要件、さらには移行計画で定められているように、企業の現在、そして計画している政策関与（直接的なものと同業界団体を通じた間接的なもの両方）が、企業の戦略や目標といかに整合しているのかに関する開示が含まれている（イギリスの移行計画タスクフォースの開示フレームワーク、2022年）。
- 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が作成し、2022年に公表した欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) 案には、EUレベルでのサステナビリティ開示に関する必須要件が盛り込まれている。これには、「政治的影響とロビー活動」に関するガバナンス基準に基づく開示要件が含まれ、政策関与の活動、主題、支持する立場についての開示が求められる。

影響力のあるその他の国際基準設定機関やイニシアチブも、企業の気候変動関連のリスクと機会の管理、ガバナンスの重要な要素として、企業の気候変動政策関与を盛り込んでいる。

- 国連の非国家主体のネットゼロ宣言に関するハイレベル専門家グループ (High-Level Expert Group on the Net-Zero Emissions Commitments of Non-State Entities) は、10の提言のうちの1つにおける政策関与に焦点を当てた報告書を COP27 で発表した。報告書には、「非国家主体

は、直接、あるいは業界団体などを通じて、政府の野心的な気候変動政策を弱体化させるようなロビー活動を行ってはなりません。むしろ非国家主体は、アドボカシー活動、ガバナンス及びビジネス戦略を、自らが掲げた気候変動対策に関する誓約と整合させなければなりません。」と書かれている。また、報告書では、企業のネットゼロへの取り組みを規制するグローバルイニシアチブを調整するネットゼロ規制に関するタスクフォースの設置が提案されている。

- *Global Reporting Initiative (GRI) の気候変動に関するトピックスタンダード (案)* には、気候変動の緩和に関する移行計画についての管理開示が盛り込まれている。具体的には、「ロビー活動を含む公共政策の活動と〔組織の〕移行計画と一致させる」方法が含まれる。国際標準化機構 (ISO) は 2024 年 6 月、ネットゼロに関する初の国際基準の策定に着手し、2025 年 11 月に開催される COP30 で発表する予定であることを発表した。この国際基準は、「すべての組織のリーダーは、公共政策、アドボカシーを含め、政策と行動の整合性を確保すべきである」ことなど、政策関与について言及している IWA 42:2022「ネットゼロガイドライン」がベースになると予想される。

## 結論

結論として、企業の気候変動関連の政策関与に関する開示義務は、SSBJ の任務に該当する可能性が高い。企業の気候変動関連の政策関与に対する透明性を実現することで、投資家はリスクを管理し、企業と対話し、資本配分について決定を下すことが可能になる。グローバルイニシアチブや、気候変動における目標に沿った政策関与に関する開示の合理化に対する投資家の強力な後押しに見られるように、政策関与の開示は考慮すべき重要な事項であり、この新たな規制の枠組みの設計が求められる。

「はじめに」で述べたように、InfluenceMap は、企業が日本のサステナビリティ関連の財務情報の開示に基づき、最低基準として、以下のコア領域について報告を行うことを提案する。

- 企業の気候変動政策関与の活動の監督に責任を負う**ガバナンス機関** (取締役会、委員会、またはガバナンスに対する責任を負う同等の機関)。
- 気候変動政策関与の活動をモニタリングし、管理し、監督するために整備された**ガバナンスのプロセス**。これには、(i) 企業の全体的な気候変動戦略および気候変動政策関与と (ii) 企業の気候変動政策に対する直接的な関与と、企業が資金を提供する、または会員である第三者による政策への間接的関与の整合性をモニタリングし、評価し、徹底を図ろうとしているかについての説明を含めるべきである。

- 企業の今後に影響を及ぼす可能性がある**気候変動政策のリスク及び機会**。これには、企業に影響を及ぼす可能性がある既存および将来の気候変動関連の政策に対する政府の介入すべてと、企業が自社の気候移行計画を実現するために必要とする政府の政策介入に関する詳細を盛り込むべきである。
- **政策関与の活動**：企業が政策関与の活動を通じてどのように気候変動関連政策のリスクと機会に対応しているか、または対応しようとしているのかについての詳細な説明。これには、企業の気候政策アドボカシーのすべての立場、およびそれらの立場で企業が直接行っている政策関与の活動と、業界団体など、企業が資金を提供している第三者やその会員である第三者が行っている政策関与の活動の両方を含めるべきである。